

平成25年 7 月 3 日

延岡市議会議長

佐藤 勉 様

延岡市情報公開審査会

会長 佐々木 龍



延岡市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

次の3件の諮問について、別紙のとおり答申します。

◇諮問に係る事件の内容

平成25年度諮問第1号

「全議案に関する議決結果の議員賛否一覧表に係る行政文書の不開示決定に対する異議申立て事件」

平成25年度諮問第2号

「全議案に関する議決結果の議員賛否一覧表を作成するための資料等に係る行政文書の不開示決定に対する異議申立て事件」

平成25年度諮問第3号

「議会基本条例特別委員会作業部会記録に係る行政文書の不開示決定に対する不服申立て事件」

諮問実施機関：延岡市議会議長

諮問日：平成25年5月15日

答申日：平成25年7月3日

事件名：「全議案に関する議決結果の議員賛否一覧表に係る行政文書の不開示決定に対する不服申立て事件」

答 申 書

平成25年5月15日付けで貴職から受けた、平成25年4月10日付け延議第8号で異議申立人に対して行った行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）についての異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

延岡市議会議長が平成25年4月10日付けで異議申立人に対して行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

議決時の各議員の賛否の情報については、議長が当然保有しなければならない情報である。不存在はありえない。同一の文書が存在するか否か、ではなく、求められている情報が存在するか否か、によって判断されなければならない。存在する限りの情報、最大限の情報が提供されなければならない。延岡市情報公開条例の目的に従って、議長が当然保有する情報を整理して、市民に提供する義務がある。不開示決定は、延岡市情報公開条例第1条の規定に反するものである。

他の市町村の議会では、議員賛否一覧表がホームページで公表されている。延岡市議会においても、市民に求められるまでもなく、ホームページでの公開を推進しなければならない。

賛否一覧表が無いということは議員を罷免する権利を侵害するものである。

第3 実施機関の説明の要旨

開示請求に係る行政文書は、要するに「事件を表決する際の各議員の賛否に係る状況」を記載したものである。

本市の議会における表決は、簡易表決や起立表決の方法により行っており、個々の議員について、賛否に係る状況を記録することはない。したがって、当該情報を記録した文書を作成しておらず、当該行政文書を保有していない。

第4 審査会の判断

- (1) 異議申立人は、議決時の各議員の賛否の情報については、実施機関が当然保有しなければならない情報である。同一の文書が存在するか否か、ではなく、求められている情報が存在するか否か、によって判断されなければならない。存在する限りの情報、最大限の情報が提供されなければならないと主張する。

この点について、地方公共団体の議会の表決について定めた地方自治法第116条第1項では「この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」と定められているのみで、同法に実施機関に議員の賛否の記録について作成義務を課す旨の規定があるとは認められない。

また、実施機関が定めた延岡市議会会議規則においては、表決の方法についての定めはあるものの、同じく実施機関に議員の賛否の記録について作成義務を課す旨の規定は認められない。

以上のことから、本市の議会における表決は、簡易表決や起立表決の方法により行っており、個々の議員について、賛否に係る状況を記録した行政文書が存在しないという実施機関の説明に不合理な点はない。

- (2) 次に、異議申立人は、延岡市情報公開条例の目的に従って、当然保有する情報を整理して、市民に提供する義務があり、延岡市情報公開条例第1条の規定に反すると主張する。

この点について、延岡市情報公開条例第3条では、「条例の定めるところにより、実施機関の長に対し、実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と定めている。その開示請求の対象となる行政文書については、同条例第2条第2号で、行政文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義されている。

以上のことから、延岡市情報公開条例において、開示請求の対象となるものは、実施機関の保有する文書であることが認められるものの、他に実施機関に保有する情報を整理して文書として提供すべき義務までを課していることを認めるに足りる資料はない。

もっとも、上記(1)のとおり、実施機関は、議員の賛否の記録を保有していないことが認められる。

- (3) 次に、異議申立人は、他の市町村の議会では議員賛否一覧表を公表しているため、本市においてもホームページでの公開を推進しなければならないと主張する。

この点について、延岡市情報公開条例第3条の規定により開示請求のあった行政文書の開示は、閲覧又は写しの交付（電磁的記録については規則で定める方法）により行うものであり、異議申立人の主張は、本件処分に対する異議申立ての理由としては妥当なものではない。

- (4) 次に、異議申立人は、賛否一覧表が無いということは議員を罷免する権利を侵

害するものであると主張する。

この点について、上記(1)のとおり、地方自治法では地方議会の議員の賛否の記録に係る作成義務については規定されていない。

そもそも、異議申立人の議員を罷免する権利に関する主張については、本件処分の妥当性の有無の判断に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てには理由がないので、上記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成25年5月15日 実施機関から諮問書を受理
- ② 同日 実施機関から理由書を受理
- ③ 平成25年5月24日 異議申立人の意見陳述及び調査審議
- ④ 平成25年6月5日 調査審議及び答申案の審議
- ⑤ 平成25年6月26日 答申案の審議

第6 答申に関与した委員

佐々木龍彦 渡部恭久 楠田美穂子

諮問実施機関：延岡市議会議長

諮問日：平成25年5月15日

答申日：平成25年7月3日

事件名：「全議案に関する議決結果の議員賛否一覧表を作成するための資料等に係る行政文書の不開示決定に対する不服申立て事件」

答 申 書

平成25年5月15日付けで貴職から受けた、平成25年4月25日付け延議第20号で異議申立人に対して行った行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）についての異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

延岡市議会議長が平成25年4月25日付けで異議申立人に対して行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

議決時の各議員の賛否の情報については、議長が当然保有しなければならない情報である。不存在はありえない。同一の文書が存在するか否か、ではなく、求められている情報が存在するか否か、によって判断されなければならない。存在する限りの情報、最大限の情報が提供されなければならない。延岡市情報公開条例の目的に従って、議長が当然保有する情報を整理して、市民に提供する義務がある。不開示決定は、延岡市情報公開条例第1条の規定に反するものである。

また、議案についての議員賛否情報は、市民が選挙の際に議員として再選させるにふさわしいかどうかを判断するための不可欠な情報である。この情報を記録することは議会の使命である。これを怠ることは市民に対する参政権の侵害であり、選挙権の侵害である。罷免されるべき議員候補者を選択する自由を侵害するものである。市民的及び政治的権利に関する国際規約第25条、憲法第15条に違反するものである。

他の市町村の議会では、議員賛否一覧表がホームページで公表されている。延岡市議会においても、市民に求められるまでもなく、ホームページでの公開が推進されなければならない。

第3 実施機関の説明の要旨

開示請求に係る行政文書は、要するに「事件を表決する際の各議員の賛否に係る状況」を記載したものである。

本市の議会における表決は、簡易表決や起立表決の方法により行っており、個々の議員について、賛否に係る状況を記録することはない。

したがって、当該情報を記録した文書を作成しておらず、当該行政文書を保有していない。

第4 審査会の判断

(1) 異議申立人は、議決時の各議員の賛否の情報については、実施機関が当然保有しなければならない情報である。同一の文書が存在するか否か、ではなく、求められている情報が存在するか否か、によって判断されなければならない。存在する限りの情報、最大限の情報が提供されなければならないと主張する。

この点について、地方公共団体の議会の表決について定めた地方自治法第116条第1項では「この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」と定められているのみで、同法に実施機関に議員の賛否の記録について作成義務を課す旨の規定があるとは認められない。

また、実施機関が定めた延岡市議会会議規則においては、表決の方法についての定めはあるものの、同じく実施機関に議員の賛否の記録について作成義務を課す旨の規定は認められない。

以上のことから、本市の議会における表決は、簡易表決や起立表決の方法により行っており、個々の議員について、賛否に係る状況を記録した行政文書が存在しないという実施機関の説明に不合理な点はない。

(2) 次に、異議申立人は、延岡市情報公開条例の目的に従って、当然保有する情報を整理して、市民に提供する義務があり、延岡市情報公開条例第1条の規定に反すると主張する。

この点について、延岡市情報公開条例第3条では、「条例の定めるところにより、実施機関の長に対し、実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と定めている。その開示請求の対象となる行政文書については、同条例第2条第2号で、行政文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義されている。

以上のことから、延岡市情報公開条例において、開示請求の対象となるものは、実施機関の保有する文書であることが認められるものの、他に実施機関に保有する情報を整理して文書として提供すべき義務までを課していることを認めるに足る資料はない。

もっとも、上記(1)のとおり、実施機関は、議員の賛否の記録を保有していないことが認められる。

- (3) 次に、異議申立人は、議案についての議員賛否情報を記録することは議会の使命であり、これを怠ることは市民に対する参政権、選挙権及び罷免されるべき議員候補者を選択する自由を侵害するものであると主張する。

この点について、上記(1)のとおり、地方自治法では地方議会の議員の賛否の記録に係る作成義務については規定されていない。

そもそも、異議申立人の参政権や選挙権等に関する主張については、本件処分の妥当性の有無の判断に直接関係するものではなく、また、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

- (4) 次に、異議申立人は、他の市町村の議会では議員賛否一覧表を公表しているため、本市においてもホームページでの公開が推進されなければならないと主張する。

この点について、延岡市情報公開条例第3条の規定により開示請求のあった行政文書の開示は、閲覧又は写しの交付（電磁的記録については規則で定める方法）により行うものであり、異議申立人の主張は、本件処分に対する異議申立ての理由としては妥当なものではない。

- (5) 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てには理由がないので、上記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成25年5月15日 実施機関から諮問書を受理
- ② 同日 実施機関から理由書を受理
- ③ 平成25年5月24日 異議申立人の意見陳述及び調査審議
- ④ 平成25年6月5日 調査審議及び答申案の審議
- ⑤ 平成25年6月26日 答申案の審議

第6 答申に関与した委員

佐々木龍彦 渡部恭久 楠田美穂子

諮問実施機関：延岡市議会議長

諮問日：平成25年5月15日

答申日：平成25年7月3日

事件名：「議会基本条例特別委員会作業部会記録に係る行政文書の不開示決定に対する不服申立て事件」

答 申 書

平成25年5月15日付けで貴職から受けた、平成25年4月25日付け延議第18号において異議申立人に対して行った行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）についての異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

延岡市議会議長が平成25年4月25日付けで異議申立人に対して行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

議会基本条例特別委員会内に設置された作業部会の記録は、議会基本条例特別委員会の記録として保存されなければならないものである。議長が当然保有する情報である。不存在はありえない。

延岡市情報公開条例の目的に従って、議長が当然保有する情報を整理して、市民に提供する義務がある。不開示決定は、延岡市情報公開条例第1条の規定に反するものである。

議会基本条例特別委員会内作業部会の記録は、議員及び職員が職務上作成した文書であり、または取得した文書であり、それなしには議会基本条例特別委員会は成り立たないものであり、議会基本条例の成立過程が明らかにならないものであるから、情報公開の対象となるものである。

地方自治法第115条で議会の公開の原則があり、この規定に照らして、作業部会の記録がないということは違法である。

第3 実施機関の説明の要旨

開示請求に係る行政文書は、議会基本条例制定特別委員会の委員が独自に設けた作業部会（条文の検討を行うグループと市民アンケートの実施及び評価を行うグループに分かれている。）の内容を記載したものであると思われる。

議会基本条例制定特別委員会は、議会の議決によって正式に設置された特別委員会であり、担当の書記が配置され、会議の記録を作成、保有している。作業部会では、通常の特別委員会のように、委員長の議事整理権に基づいて厳格に運営されるものとは異なり、自由な議論や意見交換の場として運営されており、開示請求の対象となる行政文書としての作業部会記録は作成されていない。

このため、延岡市議会では、議会基本条例制定特別委員会作業部会記録は、保有していない。

第4 審査会の判断

- (1) 異議申立人は、議会基本条例制定特別委員会の作業部会の記録については、実施機関が当然保有しなければならない情報であると主張する。

この点について、地方公共団体の議会の特別委員会について定めた地方自治法第109条、同条の規定を受けて定められた延岡市議会委員会条例及び実施機関が定めた延岡市議会会議規則のいずれにも特別委員会に設置される作業部会についての規定は認められない。また、地方自治法第123条の規定は市議会の会議の記録について、延岡市議会委員会条例第27条の規定は委員会の会議の記録について、それぞれ定めたものであることが認められるものの、いずれも議員の署名の義務を課すなど、議長又は委員長の議事整理権に基づいて厳格に運営されたものの記録に係る規定であると認められる。

以上のことから、議会基本条例制定特別委員会の委員が独自に設けた作業部会について、その記録を作成すべき義務を課す旨の規定は認められず、よって、作業部会は、自由な議論や意見交換の場として運営されており、作業部会の記録を作成していないという実施機関の説明に不合理な点はない。

- (2) 次に、異議申立人は、延岡市情報公開条例の目的に従って、当然保有する情報を整理して、市民に提供する義務があり、延岡市情報公開条例第1条の規定に反すると主張する。

この点について、延岡市情報公開条例第3条では、「条例の定めるところにより、実施機関の長に対し、実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と定めている。その開示請求の対象となる行政文書については、同条例第2条第2号で、行政文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義されている。

以上のことから、延岡市情報公開条例において、開示請求の対象となるものは、実施機関の保有する文書であることが認められるものの、他に実施機関に保有する情報を整理して文書として提供すべき義務までを課していることを認めるに足りる資料はない。

なお、開示請求の対象となる行政文書であるかどうかは、延岡市情報公開条例の規定に照らして判断すべきであるが、延岡市議会における情報公開取扱要領におい

て、開示請求の対象となるものとして「延岡市議会の議員及び職員が職務上作成し、または取得した文書等で、市議会が管理している情報」と規定しているのは、同条例における行政文書の定義と同様の趣旨であると認められる。

また、他の開示請求において異議申立人には、既に議会基本条例制定特別委員会の記録を開示している事実があり、当該文書以外に実施機関が、議会基本条例制定特別委員会又は作業部会の記録を保有していると認定するに足りる資料はない。

(3) 次に、異議申立人は、地方自治法第115条で議会の公開の原則があり、この規定に照らして、作業部会の記録がないということは違法であると主張する。

地方自治法第115条の規定は、議会の会議いわゆる本会議の公開について定めた規定であると認められ、この規定に照らして、作業部会の記録がないということが違法であるとする異議申立人の主張には理由がない。

(4) 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てには理由がないので、上記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成25年5月15日 実施機関から諮問書を受理
- ② 同日 実施機関から理由書を受理
- ③ 平成25年5月24日 異議申立人の意見陳述及び調査審議
- ④ 平成25年6月5日 調査審議及び答申案の審議
- ⑤ 平成25年6月26日 答申案の審議

第6 答申に関与した委員

佐々木龍彦 渡部恭久 楠田美穂子

平成 17 年度 答申第 1 号

諮問庁：延岡市長

諮問日：平成17年3月7日

答申日：平成17年4月7日

事件名：「市長交際費に係る支出命令書及び精算命令書（平成16年1月から12月末までに支払った分）」の部分開示決定に係る異議申立て事件 -

答 申 書

第1 審査会の結論

平成16年1月～12月末までの市長交際費に係る支出命令書及び精算命令書（以下「本件行政文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定（以下「本件決定」という。）については、諮問庁が不開示とすべきであるとする部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

① 延岡市が支払っている市長の交際費は全て税金であることの認識がない。

② 延岡市が開示した行政文書の非開示部分について、市民に公表できないと言う事は不当な支払いをしているからである。

要するに支払うべきでないところに支払っている。

③ 延岡市は市民の知る権利を阻止している。

④ 延岡市には機密費は存在しないので、今回の行政文書非開示部分は市民として納得できない。

よって、行政文書部分開示決定通知書延総第134号は、上記〔①～④〕の内容を満たされず何の意図する開示の意味がない。

3 意見書に記載された意見

① 納税者たる市民として税金の用途を知る権利がある。

② 延岡市は市民からの情報公開請求に対し全てを開示し、透明性を持つべきである。

③ 支払先を公開できないのはなぜか。

- ④ 開示しない事は市民に不安を与えてしまい、市長の政治姿勢を疑わずにはいられない。
- ⑤ 市長は議会でも常に開かれた市政を志していくといているが、言っている事と逆行している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件行政文書及び本件決定について

本件行政文書のうち、

① 支出命令書には、

当該支出経費の「所管課名」、「会計年度」、「会計の種別」、支出事務に携る職員の「職名」、「氏名」、「印影」、当該支出経費の「予算配当額」、「負担行為済額」、「配当残額」、「予算区分」、「起票日」、「予算費目」、「支払方法」、「支出金額」、交際の相手方の「氏名」、「肩書」、「交際の内容等」、債権者の「債権者コード」、「請求年月日」、「住所」、「氏名」、振込先の「金融機関名」、「預金種別」、「口座番号」、「口座名義」等の情報が、

② 精算命令書には、

当該支出経費の「所管課名」、「会計年度」、「会計の種別」、精算事務に携る職員の「職名」、「印影」、当該支出経費の「予算配当額」、「負担行為済額」、「配当残額」、「予算区分」、「起票日」、「予算費目」、「支出金額」、資金前途を受けた「年月日」、「交付を受けた額」、「正当額」、交際の相手方の「氏名」、「肩書」、「交際の内容等」、資金前途を受けた職員の「職」、「氏名」、「印影」、精算が終了した「年月日」等の情報が、

③ 精算命令書添付の支払内訳表には、

資金前途の対象となった経費の「支払予定月」、交際の相手方の「氏名」、「肩書」、「支払額」、支払の相手方の「肩書」、「氏名」、支払を確認した職員の「職」、「氏名」及び確認した「年月日」等の情報が、

④ 精算命令書添付の領収書には、

「領収年月日」、領収の相手方の「職名」、「領収金額」、交際の相手方の「氏名」、「肩書」、「交際の内容等」、領収者の「職」、「氏名」、「住所」、領収書が正当なものであることを証した職員の「職」、「氏名」及び証明した「年月日」等の情報がそれぞれ記録されている。

諮問庁は、これらの情報のうち、交際の相手方の「氏名」、「肩書」、「交際の内容（会合の名称、栄典などの名称等で、他の情報と照合することによって特定の個人が識別され得る情報に限る。）」は、「永年勤続表彰を受けた議員の氏名」、「生花料の支出に関する相手方の氏名」、「公衆の面前で花束を贈呈したオリンピック選手等の氏名」を除いて、延岡市情報公開条例第5条第1号に規定する情報に該当するため、当該部分を不開示とする本件決定を行った。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成17年3月7日 諮問庁から諮問書を受理
- ② 平成17年3月11日 異議申立人から意見書を受理 -
- ③ 平成17年3月23日 諮問庁から理由説明書を受理
- ④ 平成17年4月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会において本件行政文書のうち、諮問庁が延岡市情報公開条例第5条第1号に規定する不開示情報が含まれるとして本件決定を行った行政文書について、1件ずつ見分し、審査したところ、諮問庁が不開示とすべきであるとしている交際の相手方の「氏名」、「肩書」、「交際の内容（会合の名称、栄典などの名称等、他の情報と照合することによって特定の個人が識別され得る情報に限る。）」は、個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報に該当するものと認められる。

また、これらの情報は延岡市情報公開条例第5条第1号ただし書において、特定の個人を識別できる情報であっても不開示情報から除くこととされている情報には該当しないと認められる。

以上のことから、本件行政文書につき、その情報の一部を延岡市情報公開条例第5条第1号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条第1号に該当し不開示とすべきであるとしている交際の相手方の「氏名」、「肩書」、「交際の内容（会合の名称、栄典などの名称等、他の情報と照合することによって特定の個人が識別され得る情報に限る。）」は、同号の不開示情報に該当するものと認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

第6 答申に関与した委員

高橋民弘 佐々木龍彦 林田ノブ子 藤田朝子

平成 17 年度 答申第 2 号

諮問庁：延岡市長

諮問日：平成17年3月7日

答申日：平成17年4月7日

事件名：「平成16年度の市長の市外出張書（16年12月末までの分）、県内は宿泊旅費が支給されたものに限る、県外は全て」の部分開示決定に係る異議申立て事件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成16年度の市長の市外出張書（16年12月末までの分。県内は宿泊旅費が支給されたものに限る、県外は全て。）（以下「本件行政文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定（以下「本件決定」という。）については、諮問庁が不開示とすべきであるとする部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

- ① 延岡市が支払っている市長の旅費は全て税金であることの認識がない。
- ② 延岡市が開示した行政文書の非開示部分について、市民に公表できないと言う事は不当な支払いをしているからである。
要するに支払うべきでないところに支払っている。
- ③ 延岡市は市民の知る権利を阻止している。
- ④ 延岡市には機密費は存在しないので、今回の行政文書非開示部分は市民として納得できない。

よって、行政文書部分開示決定通知書延総第135号は、上記〔①～④〕の内容を満たされず何の意図する開示の意味がない。

3 意見書に記載された意見

- ① 納税者たる市民として税金の使途を知る権利がある。
- ② 延岡市は市民からの情報公開請求に対し全てを開示し、透明性を持つべきである。
- ③ 全部を公開できないのはなぜか。

- ④ 開示しない事は市民に不安を与えてしまい、市長の政治姿勢を疑わずにはいられない。
- ⑤ 宮崎県の安藤知事が出張する場合には、財政的にも節約をする必要があるので、県外出張を極力避けて、日帰りで用事を済ませる様になっていると言っている。延岡市も無駄な出張を避けるよう見習うべきである。
- ⑥ 平成16年5月10日付の日豊情報誌によると、市長は年間90日も出張しているが多すぎると掲載されていた。この記事を読んだ市民は、市長は出張旅費及び日当を稼いでいると疑っている。

第3 諮問庁の説明の要旨

本件行政文書には、市外出張書作成に係る「所管課名」、職員の「職名」、「印影」、市外出張書の「起票日」、「決裁日」、「所要額」及び「旅費を支給した日」、「出張用件」、「出張地」、「出張期間」、「旅費明細」の情報が記録されている。

諮問庁は、これらの情報のうち、出張用件として記載された個人の「肩書」、「氏名」については、延岡市情報公開条例第5条第1号に規定する情報に該当するため、当該部分を不開示とする本件決定を行った。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成17年3月7日 諮問庁から諮問書を受理
- ② 平成17年3月11日 異議申立人から意見書を受理
- ③ 平成17年3月23日 諮問庁から理由説明書を受理
- ④ 平成17年4月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

当審査会において本件行政文書のうち、諮問庁が延岡市情報公開条例第5条第1号に規定する不開示情報が含まれるとして本件決定を行った行政文書について、1件ずつ見分し、審査したところ、諮問庁が不開示とすべきであるとしている出張用件として記載された個人の「肩書」、「氏名」については、個人に関する情報であって、当該個人を識別することができる情報に該当するものと認められる。

また、これらの情報は延岡市情報公開条例第5条第1号ただし書において、特定の個人を識別できる情報であっても不開示情報から除くこととされている情報には該当しないと認められる。

以上のことから、本件行政文書につき、その情報の一部を延岡市情報公開条例第5条

第1号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条第1号に該当し不開示とすべきであるとしている出張用件として記載された個人の「肩書」、「氏名」は、同号の不開示情報に該当するものと認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

第6 答申に関与した委員

高橋民弘 佐々木龍彦 林田ノブ子 藤田朝子